

研修参加・資格認定の対象者について

(一財) 児童健全育成推進財団

本財団では、研修会参加と資格認定の条件を、**児童厚生員（児童の遊びを指導する者）または放課後児童支援員※**と定めさせていただいております。大変恐縮ですが、以下の方は**対象外**とさせていただきますので、ご承知おきください。

1. 研修会最終日から起算して1年以内に、離職の予定がある方。
2. 児童館・児童クラブでの勤務実態が、週3日未満、もしくは月12日未満の方。
3. 学生を本分とするアルバイト勤務の方。
4. 夏休みなど、長期休みの間のみ、雇用されている方。
5. ボランティア（有償・無償を問わず）の方。
6. 事務担当者等で、加配・代替等で一時的に現場に配属されている方。
7. 保育所内で専用室を持たずに付加的に実施している放課後児童クラブに勤務している方。
8. 企業やNPO等、民間で独自に実施している類似事業に従事している方。
9. 放課後子ども教室と渾然一体となった、いわゆる全児童対策事業に従事している方。
10. その他、本研修・資格の趣旨に合致しない施設・事業等に従事している方。

※放課後児童クラブ職員の方については、放課後児童支援員となるための都道府県知事が行う研修（認定資格研修）を修了していることを参加条件とします。
（ただし、平成27年度より5年間は上記研修の修了予定者を含みます。）

-
- ・ 雇用形態や事業実態等について、ご本人や勤務先にお問い合わせさせていただくことがあります。
 - ・ 客観的に証明するものがない場合は、研修参加や資格認定をお断りすることがあります。